

公益社団法人鹿児島県森林整備公社 J-クレジット
(かごしま公社営林 J-クレジット) 販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公益社団法人鹿児島県森林整備公社（以下「公社」という。）が事業地内の森林整備により認証された J-クレジット（以下「かごしま公社営林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組む事業者等へ販売することに関して必要な事項を定める。

(購入希望者の募集)

第2条 かごしま公社営林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集は、公社ホームページ等により行うものとする。

2 かごしま公社営林 J-クレジットの販売は、公社が保有する数量の範囲内で行うものとする。

(販売予定単価・数量)

第3条 かごしま公社営林 J-クレジットの販売予定単価は、別に定める。

2 最低販売量は1トン (t-co2) とし、1トン (t-co2) 単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 購入希望者は、持参、郵送および電子メールのいずれかの方法により購入の申込（様式1号による）を、公益社団法人鹿児島県森林整備公社理事長（以下「理事長」という。）に行うものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 違法または不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等
- (2) 暴力団または暴力団員の統制下にあると認められる法人その他の団体等
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人その他の団体等
- (4) 法令または公序良俗に反する法人その他の団体等
- (5) その他 J-クレジット制度の適正な運用に支障があると認められる者

2 理事長は、前項の規定による申込みがあった場合は、必要な範囲内で、購入希望者に対し、追加して資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、購入者を決定する。

2 理事長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に別記様式2号により通知するものとする。

(売買に係る契約)

第6条 理事長は、前条第2項の規定により購入者を決定した場合は、契約書を作成し、購入者と売買契約を締結する。

2 理事長は、購入が複数年かつ一定規模以上となる場合等においては、購入者と売買に係る協定を締結することができるものとする。

(売買代金の納入)

第7条 理事長は、前条の契約または協定に基づき、購入者に対し、かごしま公社営林Jークレジットの売買代金の納入について、かごしま公社営林Jークレジット購入代金納入通知書(様式3号)を送付するものとする。

2 購入者は、かごしま公社営林Jークレジットの売買代金を、指定された期日までに納入するものとする。

(Jークレジットの移転、無効化)

第8条 理事長は、購入者から売買代金の納入を確認した後、Jークレジット制度実施要綱に基づく制度管理者が管理するJークレジット登録簿システムにおいて、理事長の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ販売した当該Jークレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、前項の規定にかかわらず、理事長が当該Jークレジットの無効化を行うものとする。

3 理事長が当該Jークレジットの無効化を行った場合は、かごしま公社営林Jークレジット無効化完了報告書(様式4号)を購入者に送付するものとし、購入者が無効化を行った場合は無効化通知書の写しを理事長に送付するものとする。

(証明書の発行)

第9条 理事長は、購入者から希望があった場合、カーボン・オフセットの証として、購入者に対し、カーボン・オフセット証明書を発行するものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、鹿児島県鹿児島市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月29日から施行する。